

〇〇町会規約（作成例）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会を維持及び形成することを目的とする。

（事業）

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 地域福祉及び文化教養の向上に関する事。
- (3) 回覧板の回付等住民相互の連絡に関する事。
- (4) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関する事。
- (5) 区域内の防災、防犯、交通安全等に関する事。
- (6) 所有する資産（及び受託した資産）の維持管理に関する事。
- (7) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (8) ××××××××××
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事。

（名称）

第3条 本会は、〇〇町会と称する。

（区域）

第4条 本会の区域は、別紙に定める区域とする。

（主たる事務所）

第5条 本会の主たる事務所は、□□県〇〇市△△×番〇号に置く。

第2章 会員

（会員）

第6条 第4条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

- （2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。賛助会員について、詳しくは細則にこれを定める。）

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 第4条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

2 本会は、前項の入会の届出があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合は、退会したものとみなす。

3 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 若干名
- (4) 監事 ○人

2 その他の役員の種別は、細則にこれを定める。

(役員の選任)

第11条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、(会長があらかじめ指名した順序によって、)その職務を代行する。

3 その他の役員の職務については、細則にこれを定める。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第12条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(会員の表決権)

第22条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員の選任
- (3) 財産の処分に関する事
- (4) 解散に関する事
- (5) 合併に関する事

(総会の書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は

記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

（役員会の構成）

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第26条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の○分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産

- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決と要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、(翌年) △月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、松本市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(合併)

第39条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、松本市長の認可を受けなければ合併することはできない。

(残余財産の処分)

第40条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第41条 本会の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第42条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 旧○○町会規約は、廃止する。
- 3 この規約の施行期日における役員は、この規約の定めにかかわらず、その任期は、○年○月○日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

6 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

(別紙)

〇〇町会区域

松本市大字〇〇1000番1を起点としてXXXX番X、XXXX番、XXXX番、XXXX番、XXXX番X、XXXX番Xを経てXXXX番Xまで、同地番から市道2000号線を横断してXXXX番まで、同地番から市道XXXX号線沿いにXXXX番Xまで、同地番から市道XXXX号線沿いにXXXX番XX、XXXX番Xを経てXXXX番Xまで、同地番から県道100号松本線沿いXXXX番Xまで、同地番から国道158号を横断してXXXX番Xまで、同地番からXXXX番、XXXX番、XXXX番、XXXX番、XXXX番を経てXXXX番まで、同地番から市道XXXX号線沿いに起点1000番1に至る区域